

○外務省告示第二百五十五号

日本国政府は、平成十五年十月三十一日にニューヨークで採択された「腐敗の防止に関する国際連
合条約」の受諾書を平成二十九年七月十一日に国際連合事務総長に寄託した。

よつて、同条約は、その第六十八条 2 の規定に従い、平成二十九年八月十日に効力を生ずる。
なお、同条約の締約国は、平成二十九年六月十五日現在、次のとおりである。

アフガニスタン・イスラム共和国、アルバニア共和国、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共
和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、アルメニア共和国、オーストラリア連邦、
オーストリア共和国、アゼルバイジャン共和国、バハマ国、バーレーン王国、バングラデシュ人民共
和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ベリーズ、ベナン共和国、ブータン王国、ボリビア多民族
国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ共和国、ブラジル連邦共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、
ブルガリア共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カーボヴェルデ共和国、カンボジア王国、カ
メルーン共和国、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ共和国、中華人民共和国、コロンビア共和国、

コモロ連合、コンゴ共和国、クック諸島、コスタリカ共和国、コートジボワール共和国、クロアチア
共和国、キューバ共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク王国、ジ
ブチ共和国、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エジプト・アラブ共和国、エルサル
バドル共和国、エストニア共和国、エチオピア連邦民主共和国、フィジー共和国、フィンランド共和
国、フランス共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ジョージア、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和
国、ギリシャ共和国、グレナダ、グアテマラ共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ガイアナ
共和国、ハイチ共和国、パチカナン市国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、イ
ンド、インドネシア共和国、イラン・イスラム共和国、イラク共和国、アイルランド、イスラエル国、
イタリア共和国、ジャマイカ、ヨルダン・ハシエミット王国、カザフスタン共和国、ケニア共和国、
キリバス共和国、クウェート国、キルギス共和国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、レバノ
ン共和国、レソト王国、リベリア共和国、リビア、リヒテンシュタイン公国、リトアニア共和国、ル
クセンブルグ大公国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マレーシア、モルデイブ共和国、マリ
共和国、マルタ共和国、マニラ諸島共和国、モリタニア・イスラム共和国、モリシヤス共和
国、メキシコ合衆国、ミクロネシア連邦、モンゴル国、モンテネグロ、モロッコ王国、モザンビーク
共和国、ミャンマー連邦共和国、ナミビア共和国、ナウル共和国、ネパール連邦民主共和国、オラン
ダ王国、ニュージーランド、ニカラグア共和国、ニジェール共和国、ナイジェリア連邦共和国、ノル
ウエー王国、オマーン国、パキスタン・イスラム共和国、パラオ共和国、パナマ共和国、パプアニュー
ギニア独立国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、フィリピン共和国、ポランド共和国、ポルトガ
ル共和国、カタール国、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ共和国、サ
ントメ・プリンシペ民主共和国、サウジアラビア王国、セネガル共和国、セルビア共和国、セーシェ
ル共和国、シエラレオネ共和国、シンガポール共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、ソロ
モン諸島、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、スペイン王国、スリランカ民主主義共和国、ソロ
セントルシア、スーダン共和国、スワジランド王国、スウェーデン王国、スイス連邦、タジキスタン
共和国、タイ王国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール民主共和国、トゴ共和国、
トリニダード・トバゴ共和国、チュニジア共和国、トルコ共和国、トルクメニスタン、ツバル、ウガ
ンダ共和国、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、タン
ザニア連合共和国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ウズベキスタン共和国、バヌアツ共和
国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベトナム社会主義共和国、イエメン共和国、ザンビア共和国、ジ
ンバウェ共和国、欧州連合

平成二十九年七月十四日

外務大臣 岸田 文雄